

障害者愛護手当の改正金額

項 目	内 容		
対象者	毎年4月1日現在、市内に1年以上居住している心身障がい者		
手当の額 (年額)	①身体障害者手帳1級・2級 ②知能指数35以下か療育手帳A1・A2 ③精神保健福祉手帳1級	26年度 1万5000円 27年度 1万4000円 28年度 1万2000円 29年度以降 1万1000円	
	④身体障害者手帳3級・4級 ⑤知能指数35を超え50以下か療育手帳B1 ⑥精神保健福祉手帳2級	26年度 9000円 27年度 8000円 28年度 7000円 29年度以降 6000円	
	⑦身体障害者手帳5級・6級 ⑧知能指数50を超え75以下か療育手帳B2	26年度 6000円 27年度 5000円 28年度 5000円 29年度以降 4000円	
支給月	7月	申請期間	4月1日～30日 (土・日曜日、祝日は除く)
必要書類など	身体障害者手帳、療育手帳か精神障害者保健福祉手帳、印鑑、預金通帳		

※ 申請は初回のみ手続きが必要(振込先や等級変更などがあった場合は届け出が必要)
※ 身体、知的、精神の障がいが重複する場合は、合算した額を支給

健康診査

市国民健康保険加入者や75歳以上の方を対象に、健康診査を実施します。対象者は下表のとおりです。会社員など被用者保険加入者とその被扶養者や、国民健康保険組合の加入者は、加入している健康保険の特定健診を受診することになります。市が実施している追加項目は、加入保険者の基本項目と同時に受けることができます(※1)。
図保健医療センター☎77・1133。

対 象	今年度中に40～74歳になる市国民健康保険加入者(※2)	今年度中に75歳以上になる方
健診の名称	特定健康診査	市健康診査
費 用	2000円(70歳以上は無料)※3	無 料
通知 (5月下旬に送付)	今年4月1日現在で国民健康保険に加入している対象者に通知(4月2日以降の加入者で受診を希望する方は要連絡)	昭和14年3月31日以前生まれの方：昨年度受診者に通知(昨年受診せず、今年希望する方は要連絡) 昭和14年4月1日～15年3月31日生まれの方：全員に通知
内 容	1 基本的な健診 問診、身長、体重、BMI、血圧、肝機能、血中脂質、血糖、尿 2 詳細な健診(医師の判断による受診) 貧血検査、心電図、眼底検査 3 追加の健診(希望者) 胸部レントゲン、肝機能、尿・腎機能、前立腺がん検査(50歳以上)、肝炎検査(40歳)	
受診場所	委託医療機関(一覧表を通知に同封。予約が必要な場合あり)	
受診期間	6月1日～来年3月31日 (医療機関の休診日を除く。医療機関によっては実施していない時期あり)	
結果説明	受診した医療機関で、健診結果のほか生活習慣病の知識や生活習慣改善に関する説明あり	

※1 保険者の実施する特定健診と同時に追加の健診(一部負担金あり)を受けることができます(市が委託している医療機関に限る) ※2 35～39歳になる国民健康保険加入者も同様の健診を受けられるので、希望者は連絡してください ※3 追加の健診のうち前立腺がん検査と肝炎検査について、70歳未満の方は一部負担金があります

障害者愛護手当の額を改正
補装具費負担額も見直し

障がい者を取り巻く環境の変化などに対応するため、障害者愛護手当の額を改正するとともに補装具・日常生活用具支給に係る自己負担の助成を廃止し、新たに放課後等デイサービス事業などへの支援を行います。

障がい者の増加とともに増え続ける障害福祉関連予算には、国や県の負担金などが充てられているものの、市の負担も年々増大しています。さらには、障がい者を取り巻く環境や時代

背景が変化し、ニーズも多様化しています。こうした状況で、障がい者と家族が安心して暮らせる地域社会を実現するための財源を確保し、新たな事業を展開する必要があることから、施策の一部を見直しました。

新たに実施するのは「放課後等デイサービス事業所の設置促進補助」事業です。市内に居住する18歳未満で就学中の障がい児が、生活能力向上のための訓練などを受けられるよう、現在市

内に所在しない放課後等デイサービス事業所の市内への誘導と設置を促進するものです。さらに、利用者の生活段階に合わせた総合的なサービス提供を円滑にするための施策を支援します。

障害者愛護手当の減額改正

今年度は従来どおりの額で支給しますが、来年度より29年度は3年間で段階的に引き下げます。

改正金額は、左上の表のとおりです。

補装具・日常生活用具支給に係る自己負担の助成廃止

市民税課税世帯の方の1割の自己負担分の助成を、

6月末日で廃止します。同日までに申請手続きをする場合は、助成の対象となります。

市民税課税の認定に係る世帯の範囲は次のとおりです。

①18歳以上の障がい者が申請する場合は、障がい者

本人とその配偶者のみ

②18歳未満の障がい児の場合は、保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員

※18歳以上20歳未満の施設入所者は18歳未満の障がい児として扱います

図障がい福祉課☎70・5623。

放課後等デイサービス開設補助金対象事業所を募集

7月1日～9月1日の期間に、放課後等デイサービスを開設する補助対象事業所を募集します。運営方針や利用者への支援内容などを審査し、選考します。

【対象事業所】市内で児童福祉法に基づく同サービスを開設する社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式

会社

【募集枠】2事業所

【対象経費】事業所開設に伴う初期費用など

【補助額】上限200万円

【補装具・日常生活用具支給に係る自己負担の助成廃止】

623にある募集要項(市ホームページからダウンロード可)を参照し、6月17時までと同課へ直接。

相談の名称(相談無料)		日時(祝日・振替休日は除く)・相談内容など	問い合わせ
5月の相談	予約制	法律相談(弁護士)	市民課☎70・5605
		夜間法律相談(弁護士)	
		行政書士相談(行政書士)	
		不動産相談(専門相談員)	
		子育て相談(専門相談員)	子育て支援課☎70・5664
		障がい児者相談(援護施設職員)	障がい福祉課☎70・5623
		成人健康相談	保健医療センター☎77・1133
		保健師による心の健康相談	
		聴覚相談	
	シニアあったか相談(専門相談員)	高齢介護課☎70・5616	
	DV専門相談(専門相談員)	市民課☎70・5605	
	行政相談(行政相談員)		
	人権身上相談(人権擁護委員)		
	一般相談		
	いきいき健康・食事相談	保健医療センター☎77・1133	
	高齢者ヘルスアップ相談		
	消費生活相談(専門相談員)	消費生活センター☎70・3335	
	教育相談	教育研究所☎79・0222	
	青少年相談	青少年相談室☎77・7830	
	こどもなんでも相談	もみの木園☎76・6770	
市長と未来を語る部屋		21日(水)14時～16時。定員4組(1組3人まで)各20分以内。市政全般に関する建設的な提案など。政治・宗教・営業活動は除く。16日17時まで。※公務で日程変更する場合があります	政策経営課☎70・5635